

令和8年度九州大学基金支援助成事業

「九州大学修学支援奨学金」について

1. 目 的

九州大学基金の修学支援事業基金により、学業成績が優秀であり、かつ、経済的理由により修学に困難であると認められる学生を支援するため、奨学金を給付します。

2. 対象者

以下の学生のうち、九州大学から本奨学金の対象者として通知があった者

学部生：日本学生支援機構の貸与奨学金（第一種・第二種）を月10万円以上併用貸与中で、授業料免除を受けていない学生

大学院生：本学の学部から修士相当課程に進学した1年生で、卒業次に日本学生支援機構の給付奨学金（第Ⅰ区分）に該当していた学生

3. 採用人数

40名程度（学部生：1～4年次は各7名程度、5・6年次は各1名程度、修士1年生：7名程度）

4. 奨学金の給付額・期間

月額2万円・1年間

5. 奨学生の募集

対象者には、8月頃に、学生ポータルシステム「あなたへのお知らせ」により、奨学生募集を通知します。

なお、以下に該当する場合は応募できません。

- ・留学以外の事由により留年した者又は前年度から原級に留まっている者

6. 他の奨学金との併給の可否

他の給付型の奨学金（日本学生支援機構・本学独自・民間奨学団体等各種奨学金等）とは併給できません。大学院生は日本学生支援機構の特に優れた業績による返還免除内定者も本奨学金の対象外となります。

7. 奨学生の義務

九州大学修学支援奨学金は、経済的理由により修学に困難がある学生の支援を目的に、九州大学の卒業生・教職員・関係者等の寄附により設立された九州大学基金（修学支援事業基金）により実施しています。本奨学金の奨学生には、寄附者のご期待に沿えられるよう、学業に専念し、より高い学修成果を挙げることを求めます。

(1) 年度末に奨学金の使途及び学修成果について報告書を提出してください。

(2) 学籍異動、住所変更その他重要な事項について異動があるときは、直ちに学生支援課に届け出

てください。

8. 奨学金の廃止

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、その事由の生じた月以降の奨学金の給付を取り止めることとします。また、その事由の生じた月に遡り、奨学金の返還を求めることがあります。

- (1) 奨学生の学業又は資質向上に関わらない事由により休学したとき
- (2) 卒業、退学又は除籍により学籍を失ったとき
- (3) 学業成績又は性行が奨学生としてふさわしくない状態になったとき
- (4) 奨学生の義務を履行しなかったとき

※ 奨学金の廃止となる場合は、その事由が生じた時点に遡り、奨学金給付額相当の返還を求めることがあります。

9. 奨学金の休止

奨学生の学業又は資質向上に係わる事由により休学する場合は、奨学金の給付を継続することとし、奨学生からの申し出により奨学金の給付を中断し、本奨学金の給付時期の 1 ヶ月前までに復学した場合は復学後に再開することができます。

【問い合わせ先】

学務部学生支援課経済支援係（伊都地区 センター1 号館 2 階）

電話 092-802-5932

メール gagshogaku@jimu.kyushu-u.ac.jp